

○農中森力(もりぢから)基金(第8回)助成決定案件の概要等

助 成 対 象 先	事 業 の 概 要
さんばちちほう 三八地方森林組合 (青森県) 事業実施面積 31ha	<p>事業名：「南部アカマツ・青森スギ・広葉樹」共有林の再生事業 ～「山・川・里」の繋ぎりの再生を目指して～</p> <p>南部町は、かつては薪生産が盛んで、アカマツ・スギ・広葉樹が積極的に造林され、集落単位で入会林野として管理されてきた。しかしながら、経済社会の発展や農業の近代化に伴い、人々の山への関心は薄れ、多くの共有林で手入れが遅れ、林地の荒廃、水源林機能の喪失に伴う地域農業への影響も懸念されている。</p> <p>本事業は、手入れの遅れた共有林で、路網整備によりアカマツ・広葉樹については基本的には搬出間伐、一部生育不良のアカマツは更新伐によりカラマツに樹種転換、沢に近い過密なスギ若齢林は切捨間伐し、森林の公益的機能の再生、「山・川・里」の繋ぎりの再生を目指す。</p> <p>(申請の背景等)</p> <p>南部町は、町中央に一級河川の馬淵川が流れ、川沿岸では古くから水稻や野菜の栽培が行われ、地域森林(山)は、良質な水(川)を生み出す水源林として地域農業、地域の生活基盤(里)を支えてきたが、森林所有者の経営意欲の低下により、林地の荒廃、水源涵養機能の喪失が危惧されるため、今回の申請に至ったもの。</p> <p>【申請金額】総事業費：60,364千円、森力助成：20,797千円</p>
かまいしちほう 釜石地方森林組合 (岩手県) 事業実施面積 40ha	<p>事業名：半島部急傾斜地における基幹路網整備と架線式集積のモデル事業 ～三陸復興国立公園内の森林再生～</p> <p>三陸沿岸地域は、水産資源の涵養やリアス式海岸の景観維持の役割を担う、豊かな三陸復興国立公園を多数有しているが、岩盤地層からなる急峻な地形のため、路網の開設費用が高むとともに、その整備に高度な専門知識を要する等の要因から、所有者の施業意欲の低下・山林の放置が進んでいる。</p> <p>本事業は、魚付保安林にも指定される御箱崎半島の大沢地区において、効率的な基幹路網整備と架線式集積による搬出間伐を実施し、半島部に適した施業システムを確立し、沿岸部人工林の整備を加速化することにより、地域森林の多面的機能の発揮と資源の有効活用を図る。</p> <p>(申請の背景等)</p> <p>当組合管内は、地域全体の約6割を半島部の森林が占め、それらは世界有数の漁場である三陸海岸の水産資源涵養等の重要な役割を担っているが、その一方、急峻な地形と岩盤地層は車両系システムによる施業を困難にし、加えて行政手続きのハードルが高いことなどから、所有者の施業意欲の一層の減退を招いている。このままでは、景観・水源涵養機能の維持に支障が生じる恐れがあるほか、集中豪雨時の表土露出・土砂流出の危険性も高まっている。このため、環境・災害リスクに配慮した施業システムを導入・確立し、森林の多面的機能の維持・発揮を図るため、今回の申請に至ったもの。</p> <p>【申請金額】総事業費：57,887千円、森力助成：17,866千円</p>

<p>よこてし 横手市森林組合 (秋田県)</p> <p>事業実施面積 29ha</p>	<p>事業名：過疎化進む雪国の里山再生事業 ～高精度情報と路網整備効率化を通じた、放置林解消モデルの確立に向けて～</p> <p>今回申請の横手市山内大松川地域では、高性能林業機械を使った車両系作業システムが整備される以前において、林齢の問題から切捨間伐の補助要件を満たさず、なおかつ住居に近接し、道路沿いには川が流れるため、当時主流の架線を使った搬出間伐は難しく、伐採が見送られ長年放置が進んでいる。高齢化率と人口減少率がともに全国トップの当県では、林業労働力の十分な確保も厳しく、森林調査も進まず、現在では対象地の境界を知る人も少ない。</p> <p>本事業では、対象地の所有者を調査し、境界を明確化するとともに、ICTを駆使した施業を通じ、放置林の継続的解消に向けた、施業実施体制の効率化と省力化を目指す。</p> <p>(申請の背景等)</p> <p>当組合管内は、県内有数の豪雪地帯としても知られており、森林には恒常的に根曲がりが発生し、素材生産に占める低質材の割合が高い。本事業地においては、木々は伐期を迎えつつも放置林として荒廃が進み、災害発生リスクの増加といった近接居住地に与える影響も懸念されている。</p> <p>このため、ドローンレーザー計測や路網設計支援ソフトを活用することで、踏査や路網開設の時間を短縮し、工期に限りある豪雪地帯の課題解決を図るなど、放置林解消モデルを確立し、対象森林の公益的機能回復を目指すため、今回の申請に至ったもの。</p> <p>【申請金額】総事業費：58,395千円、森力助成：27,043千円</p>
<p>かねやままち 金山町森林組合 (山形県)</p> <p>事業実施面積 33ha</p>	<p>事業名：森・人・地域の未来のために。ICT技術が繋げる金山の循環型林業</p> <p>当組合管内の集落においては過疎化が進行しており、生活基盤であった農林業が立ち行かなくなることは時間の問題となり、残る集落の後継者は、生活環境を維持するため農林業とともに所有と経営を分離し、法人等へ経営管理を委託する選択を始めている。しかしながら、担い手不足が進む林業事業体においては、事業体経営として全ての荒廃森林を生産林として受託するのは困難な状況となっている。</p> <p>本事業は、過去の森力基金事業により整備した航空レーザー計測を活用し、森林情報の高度な解析による林分の機能区分や経済性評価等を行い、ICT技術の活用による効率的な施業と、地形によりロングリーチフェラーバンチャとハーベスタ、あるいは小型機械や軽架線を混在させるなど、高度に機械化を進めた作業システムを組み合わせ、省人省力化した低コスト林業による持続可能な林業経営モデルを構築し、地域の荒廃森林の解消を目指す。</p> <p>(申請の背景等)</p> <p>金山町蒲沢地区は、過疎化が進行していく中で、将来の集落運営を見据え、営農を農業法人へ委託することを念頭に農地の基盤整備に取り組むとともに、荒廃が進む森林についても、長期の経営管理を森林組合へ任せ、森林整備を実施し、集落運営とともに持続可能な森林経営を行っていくことを熱望している。このため、将来の担い手も考慮しつつ、経済性に合わせた高効率施業による持続可能な森林経営モデルを構築するため、今回の申請に至ったもの。</p> <p>【申請金額】総事業費：43,838千円、森力助成：30,000千円</p>

<p>ちばけん 千葉県森林組合 (千葉県)</p> <p>事業実施面積 6ha</p>	<p>事業名：森のルネサンスはじまる ～マテバシイの森を未来へ紡ぐ～</p> <p>当森林組合は、千葉市を除く千葉県全域を管轄している。千葉県のマテバシイは、海苔養殖用の木ヒビ(海苔を付着・成長させる材料)や薪炭材として活用するために植栽されたものと言われており、県中南部の富津市、南房総市、館山市、鴨川市を中心に比較的まとまって分布している。</p> <p>現在、マテバシイ材は活用する場を失い、森林が管理されなくなったことで大径木化が進み、暗い林内には林床植生がほとんど見られず、急傾斜地では根返りの危険性も高まっている。近年はナラ枯れの被害拡大に伴い、枯損木が点在して発生しており、今後、根系の不朽が進むことでさらに転倒しやすくなることも想定される。</p> <p>本事業では、当組合が作成している森林経営計画にマテバシイ林を取り込み、一体的に整備することとし、マテバシイ林の萌芽更新等により森林の更新を図ることで、森林の多面的機能を回復し、将来にわたり森林の多面性機能が持続的に発揮できる森林を目指す。</p> <p>(申請の背景等)</p> <p>千葉県の森林は、房総丘陵に約70%が集中しており、温暖多雨な気候で、谷密度が非常に高く雑な地形となっていることから、地域ごとに多様な森林環境を呈している。</p> <p>千葉県の中部から南部にかけて約1,300ha程度あるマテバシイ林は、明治時代以降に人の手によって植栽された常緑広葉樹の人工林である。当時は海苔養殖用材や薪炭材として活用されていたが、その後ヒビは竹・網に代わり、薪炭材は石炭・石油に代わることで、その活用を失い、森林は管理されなくなっていった。この結果、林内では表土の流出が進むとともに、下層植生も単純かつ乏しくなり、公益的機能全般が低下している。</p> <p>2017年9月に千葉県で最初のナラ枯れ被害が、鴨川市のマテバシイ林で初めて確認されて以来、現在は県全域に被害が拡大している。ナラ枯れは老齢の大径木ほど被害を受けやすい傾向があり、広葉樹も伐採・利用し、若い樹齢の森林として維持していくことは、ナラ枯れを防ぐという意味でも重要であり、マテバシイ林の再生を行わなければ、さらなる土砂流出等を招く危険性がある。加えて、住宅や道路、鉄道隣接地にも多く生育しているマテバシイは、下流域の河川・漁場だけでなく、生活環境にも大きな影響を与えることが危惧されている。</p> <p>今回事業を実施する南房総市周辺には、マテバシイ林を抱える自治体が複数存在している。2019年の房総半島台風等により管理されていない森林の課題が顕在化し始めたことで、同様の課題を抱える自治体においても課題解決に向けた機運が高まっており、今後の施策や森林管理方法などの事例が求められている。本事業は、県内のマテバシイ林の更新整備を行うモデル林とし、これをきっかけとして、地域一体となった取組みに繋げていくため、今回の申請に至ったもの。</p> <p>【申請金額】 総事業費：28,664千円、森力助成：24,921千円</p>
---	--

<p>きたつる 北都留森林組合 (山梨県)</p> <p>事業実施面積 15ha</p>	<p>事業名：森林作業道活用による多摩川源流の森再生プロジェクト ～新森林業への挑戦～</p> <p>本事業の施業地である小菅村は、森林率 95% で、東京都に流れる多摩川源流に位置し、東京都民の水がめとして森林の公益的機能の発揮を期待されているが、人工林では手入れの遅れ、広葉樹林ではカシノナガキクイムシ被害による荒廃森林の増加が懸念されている。</p> <p>一方、山村の大切なインフラでもある森林作業道は、持続可能な森林経営にとっては欠かせない。森林作業道等の路網は、低コスト木材搬出、林業従事者の労働環境改善、生産性向上にも寄与する。また、森林作業道は、林業以外の狩猟、森林サービス産業、観光、災害時の人命救助等々多目的利用が可能である。</p> <p>本事業では、しっかりした理論と技術を学びながら壊れない森林作業道を高密度かつ計画的に上手に作設し、荒廃した森林の整備で発生する間伐材を可能な限り搬出し、その丸太をなるべく近くで利用できるよう村内の多業種異業種と連携し、木材の付加価値の最大化により、持続可能な森林経営による山村地域の活性化へ挑戦する。</p> <p>(申請の背景等)</p> <p>我が国の森林は、前世代から受け継いだかけがえのない大切な遺産である。これを大事に使い森林の多面的な機能を発展させ次の世代に渡すこと、林業の活性化による組合員及び山村地域の進歩発展に貢献していくことが森林組合の使命と考えている。</p> <p>本事業の肝となる森林作業道は、荒廃した森林の整備で発生する間伐材を搬出するためにはなくてはならない重要な武器であると同時に、山村に不可欠な社会基盤である。林業利用のほか、樹木への獣害被害の防止・削減や森林生態系を守るために大切な狩猟、観光、森林サービス産業、災害・防災時の緊急利用道等様々な利活用が可能である。</p> <p>本事業では、真っ暗な荒廃森林の間伐で発生した間伐材を、安定した地盤である尾根筋に高密度に開設した森林作業道で搬出し、その搬出材を道の駅や温泉施設、NPO、木工会社、製材工場等々村内の様々な施設・団体等と連携しながら付加価値の最大化を狙い、また森林作業道の多目的利用の可能性を検証し、持続可能な森林経営による山村地域の活性化へ挑戦する。</p> <p>併せて、将来を担う若手職員の育成を図るとともに、今後、小菅村のような小規模で地形条件に制約のある地域での森林山村総合産業創生(生業としての林業の実現)には、同様の課題を抱える県内の森林組合や近隣都県森林組合等県境を越えた流域地域全体での連携が大切であることを訴え、様々な関係者と協働しながらその実現を図るため、今回の申請に至ったもの。</p> <p>【申請金額】 総事業費：45,014 千円、森力助成：30,000 千円</p>
--	--

<p>いっばんしゃだんほうじんよしのかわかみしゃちゅう</p> <p>一般社団法人吉野かわかみ社中 (奈良県)</p> <p>事業実施面積 11ha</p>	<p>事業名：吉野林業中核地域の再生プロジェクト ～「NEXT500」次世代型吉野林業の構築～</p> <p>吉野林業は、「密植・多間伐・長伐期」を技術的特徴とする世界一の人工林林業である。江戸時代に確立した吉野林業構造(山守制・村外大山林所有制・材木商人組合制)は、戦後高度経済成長期にピークに達したが、以降木材価格の大幅な下落に伴って苦境に陥り、山守を中心とした吉野林業も瓦解の危機にある。</p> <p>本事業では、当該地域を対象として、新たな施業集約化方式の開発と壊れない道づくりを中心とする新たな間伐作業システムによる吉野式人工林の育成と高級材の生産を推進する。併せて本事業を通じて、吉野林業の新たな担い手を育成するとともに、間伐材を村内製材施設等で加工・販売を行う村産材の一貫供給体制構築を図る。</p> <p>(申請の背景等)</p> <p>吉野林業中核地域は、①林地の零細分散錯圃の度合いが特に著しい、②林地の価値があまりに高かったため林道密度が極めて低い、③地形が急峻、等の特徴がある。そのため、近年はヘリコプター集材に頼ってきたが、それも後退・縮小しつつある。吉野林業のこのような各種の特徴が、現在ではかえって足かせになりつつあり、密植(8～10千本/ha)された人工林、特に10～15齡級は手が付けられない状態となっている。</p> <p>上記の状況の課題解決を図るため、本事業では、ヘリコプターに代わって壊れない作業道(2.5m幅)づくりに着目し、新たな林業組織である吉野かわかみ社中が中心となって関係所有者の合意形成を得て、森林整備を実施することとしている。さらに、今回の予定路線を将来的に隣接地区境まで伸ばすことにより、既設作業道と連結し、林業用だけでなく、災害時の緊急連絡道(国道169号のバイパス道)としての機能ももたせようとしている。</p> <p>なお、本事業を実施する川上村には、約17千haの民有人工林があり、そのうち、森林経営計画未策定かつ10年以上未整備の施業遅れ人工林は約6千ha(約5千箇所)と見込まれている。うち、作業道が開設可能な区域に所在する林分を対象に、今回対象とする井戸地区の費用対効果を活かし、以降年間1～3箇所を対象として同様の事業を推進していく予定である。</p> <p>しかしながら、本事業によりコスト削減を図ったとしても、当面の森林整備には費用がかかるため、その財源として森林環境譲与税等の活用を想定し、吉野かわかみ社中事業や村事業による間伐、路網開設、運材、地域おこし協力隊員の継続採用による新規就業者育成等を進めることとしている。併せて、類似の課題を抱える全国の地域や経営者等へ、この取組みを広報・普及していくため、今回の申請に至ったもの。</p> <p>【申請金額】 総事業費：31,037千円、森力助成：24,079千円</p>
--	---

農中森力基金の概要

- 1 **名称** : 「公益信託 農林中金森林再生基金」
(通称: 農中森力 (もりぢから) 基金)
- 2 **信託形式** : 特定公益信託
- 3 **委託先** : 農中信託銀行株式会社

4 目的

国内の荒廃した民有林の再生により、森林の公益性を発揮させることを目指した活動に対して助成し、もって森林の多面的機能が持続的に発揮されることを目的とします。

5 助成対象事業内容

国内の荒廃した民有林の公益性を発揮させることを目指した活動であって、地域の森林に対する長期ビジョンをもった活動でかつ費用対効果に十分配慮した創造性が高いと認められる以下の事業に対する助成金の支給。

- ▶ 複数の森林所有者との長期安定的な契約に基づく、ひとまとまりとなった荒廃林の再生事業 (多面的機能の向上を目指した利用間伐・切捨て間伐、被害森林の整理伐・更新、天然更新のための択伐、間伐等を行っても再生が困難と見込まれる森林の更新等の施業を条件とする)
- ▶ 上記に附帯する林地境界明確化、林地調査、不在村者調査
- ▶ その他目的を達成するために必要な事業

6 助成対象者

営利を目的としない法人で、過去の活動歴等からみて本活動を運営するに十分な能力、知見を有する団体 (ただし、地方公共団体は除く。)

7 選考方法

当公益信託の運営委員会が、当信託の趣旨、目的に照らし、事業内容や事業の効果等を総合的に勘案して選定します。具体的には、以下の条件に該当する事業の中から、特に、(1)、(2)に重点を置いたうえで、緊急性、継続性、波及性が高い事業とします。また、当該事業が実施可能な相応の態勢を有する、もしくは態勢強化が見込まれる団体かを確認のうえ選定します。

- (1) 助成終了後も継続性・波及性が認められる事業
 - ・ノウハウ・技術・生産性の向上、コスト削減等の取組み
 - ・地況・林況・森林施業等が同種の地域における模範となる取組み
 - ・事業基盤充実（人材育成、機械化等）を目指した取組み
- (2) 過去に例の少ない先進的事業
- (3) 山づくりの長期的ビジョンが描かれ、それに基づいて申請事業の位置づけが明確な事業
- (4) 施業対象となる森林の整備が危急と認められる事業
- (5) 協同組合・地元住民・ボランティア・行政等と連携した活動

8 信託財産等

2019年から2023年まで5回募集（第6回から第10回）

- 年間助成額2億円、助成期間5年（10億円を上限）
- 1件あたりの助成金の限度額は30百万円とします。

9 スケジュール

- 2022年4月 募集開始（第9回）
- 2022年6月 募集終了（第9回）
- 2023年3月 助成先決定（第9回）
- 2023年4月 助成事業開始（第9回）
- 2024年3月 助成事業終了（第9回）

以 上

2022年度

公益信託 農林中金森林再生基金 募集要項

もりぢから
(農中森力基金)

1 趣旨

森林は、農林水産業の持続的な発展に資することに加え、近時、地球温暖化防止、水源涵養、自然災害防止、保健文化機能等、その多面的機能を評価されています。

一方で、戦後の拡大造林期に植林した人工林が成熟期を迎えつつあるなか、山村の高齢化・不在村化が進み、施業意欲の低下から間伐等の手入れが放棄され、過密のまま痩せ細り土壌が流出する、また伐採後の再植林が放棄される等、その多面的機能を果たしえない状況となっています。行政も上記のような状況を問題視し、新たな森林管理システム、森林環境税・森林環境譲与税の導入等、対応を本格化させています。

本公益信託は、こうした国内の荒廃した民有林の再生により森林の公益性を發揮させることを目指した活動に対して助成し、もって森林の多面的機能が持続的に發揮されることを目的としています。

2 助成対象事業

国内の荒廃した民有林の公益性を發揮させることを目指した活動であって、地域の森林に対する長期ビジョンをもった活動でかつ費用対効果に十分配慮した創造性が高いと認められる以下の事業に対する助成金の支給。

- (1) 複数の森林所有者との長期契約に基づく、ひとまとまりとなった荒廃林の再生事業（多面的機能の向上を目指した搬出間伐・伐捨間伐、被害森林の整理伐・更新、天然更新のための択伐、間伐等を行っても再生が困難と見込まれる森林の更新等の施業を条件とする。）
 - (2) 上記に附帯する林地境界明確化、林地調査、不在村者調査
 - (3) その他目的を達成するために必要な事業
- ・ 「複数の森林所有者」には、入会集団、財産区、生産森林組合等を含む。
 - ・ 対象森林は5ha以上のひとまとまりとなった民有林とする。ひとまとまりとは、対象森林同士が隣接していることを基本とするが、林道が通っており一体的に施業が可能である等、合理的にひとまとまりと判断できればこれを認める。
 - ・ 「長期契約」とは、森林経営委託契約・森林経営信託契約・長期施業委託契約・長期管理委託契約(期間5年以上)等とする。
 - ・ 附帯事業には林地境界明確化、林地調査、不在村者調査等の事業を含む。

- ・ 荒廃した民有林とは、現に荒廃した森林に加え、間伐遅れ林分等のこのまま推移すれば荒廃する恐れのある林分を含む。

※ 事業の中でも、特に、(1)、(2)に重点を置いたうえで、次のような緊急性、継続性、波及性等が高い事業・活動を選定します。

- 例 (1) 助成終了後も継続性・波及性が認められる事業
- ・ ノウハウ・技術・生産性の向上、コスト削減等の取組み
 - ・ 地況・林況・森林施業等が同種の地域における模範となる取組み
 - ・ 事業基盤充実（人材育成、機械化等）を目指した取組み
- (2) 過去に例の少ない先進的事業
- (3) 山づくりの長期的ビジョンが描かれ、それに基づいて申請事業の位置づけが明確な事業
- (4) 施業対象となる森林の整備が危急と認められる事業
- (5) 協同組合・地元住民・ボランティア・行政等と連携した活動

※ 当該事業が実施可能な相応の態勢を有する、もしくは態勢強化が見込まれる団体かを確認のうえ選定します。

※ 対象事業の範囲は、森林整備（施業）と直接・密接に関連する取組みまでとします。

例 間伐した立木を共販所（原木市場）又は製材工場まで運び込んだ段階まで。

※ 附帯事業（ソフト事業）のみの申請も認めます（ただし上限金額15百万円以内）。この場合、次年度に必ず森林整備のハード事業を計画し、ソフト事業計画と同時に提出してください。次年度のハード事業についても、助成の有無にかかわらず事業結果の報告をしていただきます。また、このハード事業について、翌年に基金に応募（既助成決定分と合わせて30百万円以内）いただくことは可能です。

3 助成対象者

以下の全ての条件に該当する者を対象とします。

- (1) 営利を目的としない団体で法人格を有するもの。ただし地方公共団体を除く。

例 森林組合・農協・漁協等協同組合、特定非営利活動法人、社団・財団等

- (2) 過去の活動歴等からみて本活動を運営するのに十分な能力、知見を有する団体。

- (3) 対象事業の実施状況および予算・決算などの財政状況について、当基金の求めに応じて適正な報告のできる団体。

- (4) 共同申請も可能です。その場合代表者を明記したうえで申請してください。

4 助成金額

- (1) 2022年度募集分の助成金総額は200百万円を予定します。
- (2) 1件あたりの助成金の限度額は30百万円とします。
 - ・ 助成先は10先程度を想定しています。
 - ・ 助成金額は、対象事業の所要資金から、①申請者、森林所有者に対する公的な補助金、②対象森林の原木等の販売収入額（助成対象間伐事業等から見込まれる原木販売代金の全額）を除いた部分で、③上限30百万円として助成を行います。
 - ・ 支給方法は「7 選考方法と助成金支給、報告提出義務」を参照ください。

5 助成期間

- (1) 助成の対象となる事業の実施期間は、原則として2023年4月1日以降に開始し、2024年3月31日以前に終了するものとします（1年間）。
- (2) 複数年度にわたる事業の場合は、複数年にわたる事業計画を提出してください。ただし助成は初年度のみとなります。

6 助成金の対象となる経費

- ・ 事業活動に要する、常識的な範囲・金額にかかる各種経費を対象とします。
- ・ 助成対象となったすべての経費につき明確な積算根拠の資料を提出いただきます。（物品購入等については申請時に見積書等、事業完了後には領収書が必要です。人件費等については積算根拠の数字について説明資料が必要です。）

（ハード事業） 伐出費、運搬費、作業道開設費、造林保育費

- ・ 活動に直接携わる者の人件費
- ・ 当該活動に必要な林業機械・車両の燃料費、償却費
- ・ 林業機械や車両、パソコン等のリース、レンタル料
- ・ 当該活動に必要なパソコン等のソフトウェア
- ・ 当該活動に必要と認められる高価でない作業用具、資材、資料の購入費やリース・レンタル料
- ・ 現地での活動にかかる電車、車等の交通費、レンタカー代
- ・ 当該活動にかかる保険料

（ソフト事業） 境界明確化等調査費、座談会・郵送代等推進費、研修会議費、森林データ整備費

- ・ 当該活動にかかる外部の講師や専門家への謝金と実費交通費
- ・ 当該活動に必要な会議等開催場所の借上料、会議資料作成費、機器レンタル料
- ・ 当該活動に必要な事務用品購入費用、文書等郵送費

・当該活動に必要な森林データベース作成費
以下のものは原則として対象になりません。

(ハード事業)

- ・林業機械や車両、パソコン等の高額なものや汎用性が高いものの購入費用
- ・遠隔地への移動にかかる交通費
- ・団体の事務所等の購入費や維持費、家賃等

(ソフト事業)

- ・外部の研修会や講演会への参加費、出張費、宿泊費等
- ・団体、個人との交流費、交際費、接待費等
- ・団体、個人への会費、寄付金、謝礼、土産代
- ・掲載料、放送料等にかかる広告・広報の費用等

7 選考方法と助成金支給、報告提出義務

(1) 一次審査 (2022年9月頃)

- ・主に事業内容の公益性・創造性・事業効果等および申請団体の事業運営能力を審査します。

(2) 二次審査 (2023年2月頃)

- ・一次審査を通過した団体について、事業計画数値の適正性を審査・検証します。必要となる詳細な積算根拠資料等を提出いただきます。
- ・原則として現地実査を行い、事業計画との整合性を検証します。
- ・相場と乖離した不適正な事業数値の計上、著しい資料提出遅延等の不誠実な対応等が見られた場合は、審査対象外とします。

(3) 概算払い (前払い) の実施 (2023年4月以降)

- ・本基金の助成は、原則として1年後の事業完了後、報告書等の提出、事業内容の精査後に支給します。
- ・ただし、希望される場合には、二次審査終了、助成決定後、助成決定額の半分まで概算払い (前払い) を実施します。
- ・概算払い (前払い) は1回のみです。その場合は「概算払い請求書」を提出してください。

(4) 事業の完了報告、助成金支給 (2024年4～6月頃)

- ・事業完了後 1 ヶ月以内に、「事業完了報告書」や成果物等を提出していただきます。
- ・事業完了報告等の精査後、内容が適正であれば、助成金を支給します。概算払い実施済の場合は残額を支給します。

- ・事業完了報告により必要額が決定額を下回る場合は、余剰分については助成を見送らせていただきます。報告内容に不適正な数字の計上がある場合や報告書の著しい提出遅延等、不誠実な対応がある場合には、助成金を支給せず、また概算払い（前払い）実施済みの分は返金していただくことがあります。
- ・原則として現地実査を行い、事業完了報告との整合性を検証します。
- ・事業完了後も継続して報告を求めることがあります。

【参考】提出資料例

○申請時（一次審査前、4～6月）

助成金交付申請書、法人登記簿謄本、直近の営業報告書・財務資料

○〃（二次審査前、10～12月）

積算根拠資料、所有者との長期契約（写）、個人情報保護法対応資料、その他関係資料

○報告時（事業完了後、4月頃）

事業完了報告書、事業報告書、確認資料（帳簿、契約書、領収書等の写し、事業実施前後の写真、成果物にかかる資料）

8 募集期間と応募方法

(1) 募集期間 2022年4月1日（金）～2022年6月30日（木）

（当日消印有効）

(2) 所定の申請書に記入の上、正・副2部（2部とも押印、片面印刷、ホチキス留めなし）を全国森林組合連合会あてに書留郵便にて送付してください。

9 選考結果・その他

(1) 提出いただいた申請書および添付書類は返却いたしません。選考結果は申請者全員に書面で通知いたします（一次審査結果 2022年9月頃、二次審査結果 2023年2月頃）。

(2) 原則として、助成先の下承を得て事業内容を公開します。

(3) 当基金についての詳細を別途「Q&A」として取りまとめておりますので、参照してください。

10 個人情報の保護に関する法律について

(1) 2005年4月1日から、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）が施行されました。本基金の申請資料（添付資料）には、林地所有者の名前や住所等の個人情報が入ることになります。申請者においては、個人情報保護法に基づいた適切な対応をお願いいたします。

(2) 個人情報を取得した場合、本基金の申請（主に二次審査）にあたっては、所定の資料のほかに上記個人情報保護法に対応した資料（利用目的明示の資料等）

の添付をお願いいたします。同資料の添付がなく申請資料に個人情報に記載されている場合には、当該申請資料は受領できませんので、ご注意ください。

11 問合せ及び申請書請求、送付先

所定の助成金交付申請書を全国森林組合連合会宛請求し、ご記入のうえ、正・副 2 部を本基金の事務受任者である全国森林組合連合会あてにご提出ください。

なお、申請書は全国森林組合連合会のホームページ（全森連からのお知らせ）からダウンロードすることができます。また、募集要項等は農中信託銀行（社会貢献活動）、農林中央金庫（ニュースリリース）のホームページからも参照いただけます。

○全国森林組合連合会ホームページ

<http://www.zenmori.org>

公益信託 農林中金森林再生基金（農中^{もりぢから}森力基金）のお問合せ先

全国森林組合連合会 組織部 林政・指導課 (TEL 03-6700-4735)

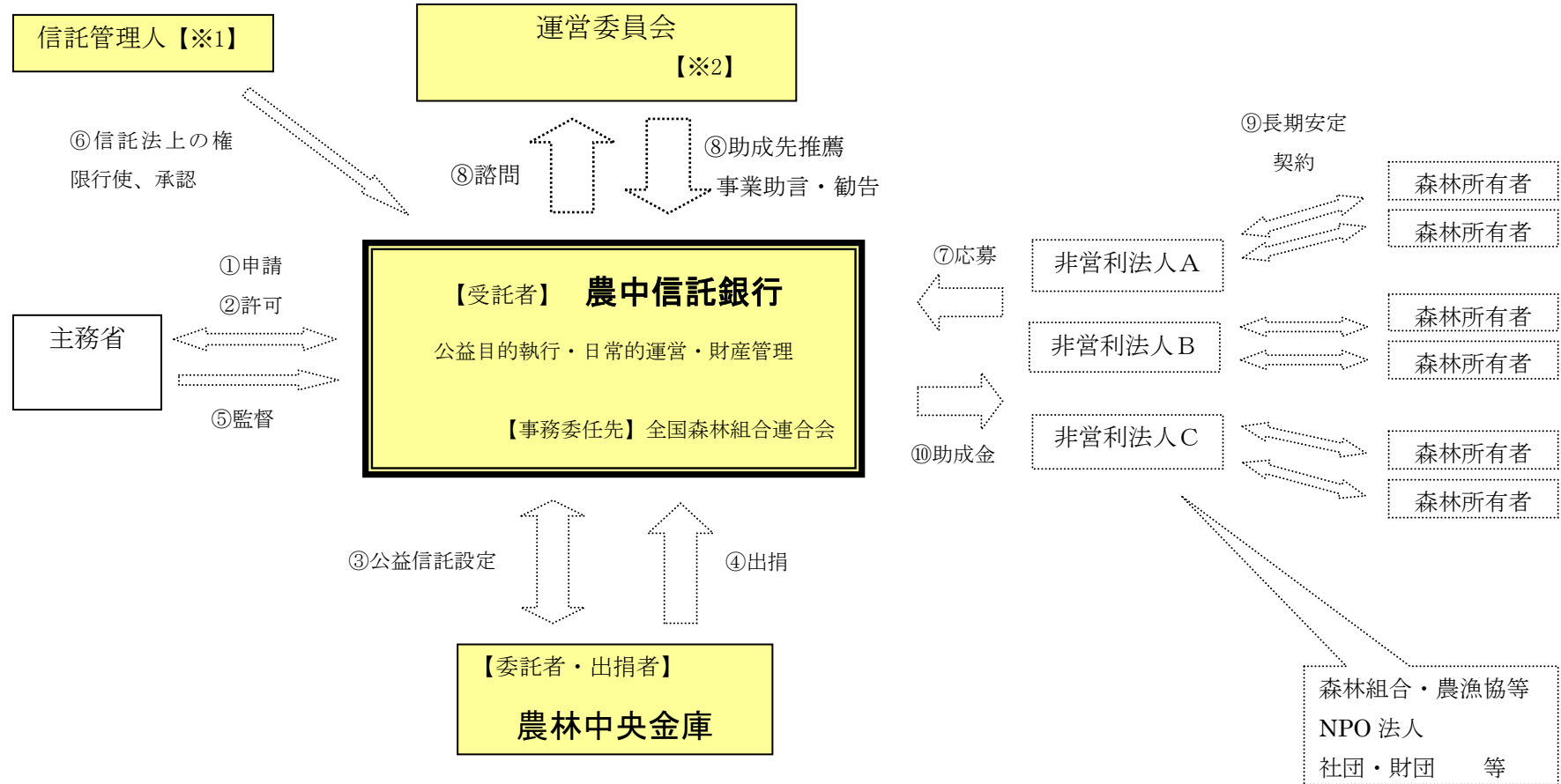
〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-9-16 丸石第 2 ビル 6 階

農中信託銀行株式会社 営業推進部 (TEL 03-5281-1420)

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 2-2-1 KANDA SQUARE 5 階

以上

農中森力基金のスキーム図



【※1】 不特定多数の受益者の代表として、受託者の職務執行を監督し、重要事項を承認する。

【※2】 公益目的遂行のため助成先の推薦や公益信託の事業遂行について助言・勧告を行う。学識経験者数名で構成。